

申請に対する処分

処分名	生活支援移送サービス事業利用の決定
根拠法令	奄美市生活支援移送サービス事業実施要綱
所管課	高齢者福祉課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

生きがい対応型デイサービス事業を利用する高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な者

(2) 申請の方法

生活支援移送サービス利用申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している者

2 標準処理時間

30日